

令和8年6月1日から、 入院時の食事療養費の負担額が変わります

物価高の影響で食材料費等の高騰に伴い、入院時の食事に係る患者負担額が以下のとおり変更になります。
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
(全医療機関共通の値上げ金額となります。)

< 標準負担額 (1食あたり) >

70未満	70歳以上	令和8年6月1日から	
一般（下記に該当しない場合）		510円⇒550円	
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円⇒270円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円⇒220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円⇒130円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は、 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当し ない指定難病患者	300円⇒330円	
※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外			
※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるものあるいは、老齢福祉年金受権者			

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。